

第三次更別村行政改革大綱の概要

(平成17年度～平成21年度までの行政改革の方向性)

1. 行政改革の背景及び目的

本村は、昭和61年と平成8年に『行政改革大綱』を策定し、健全な財政運営のための行政改革に取り組み、着実に成果をあげてきたところです。

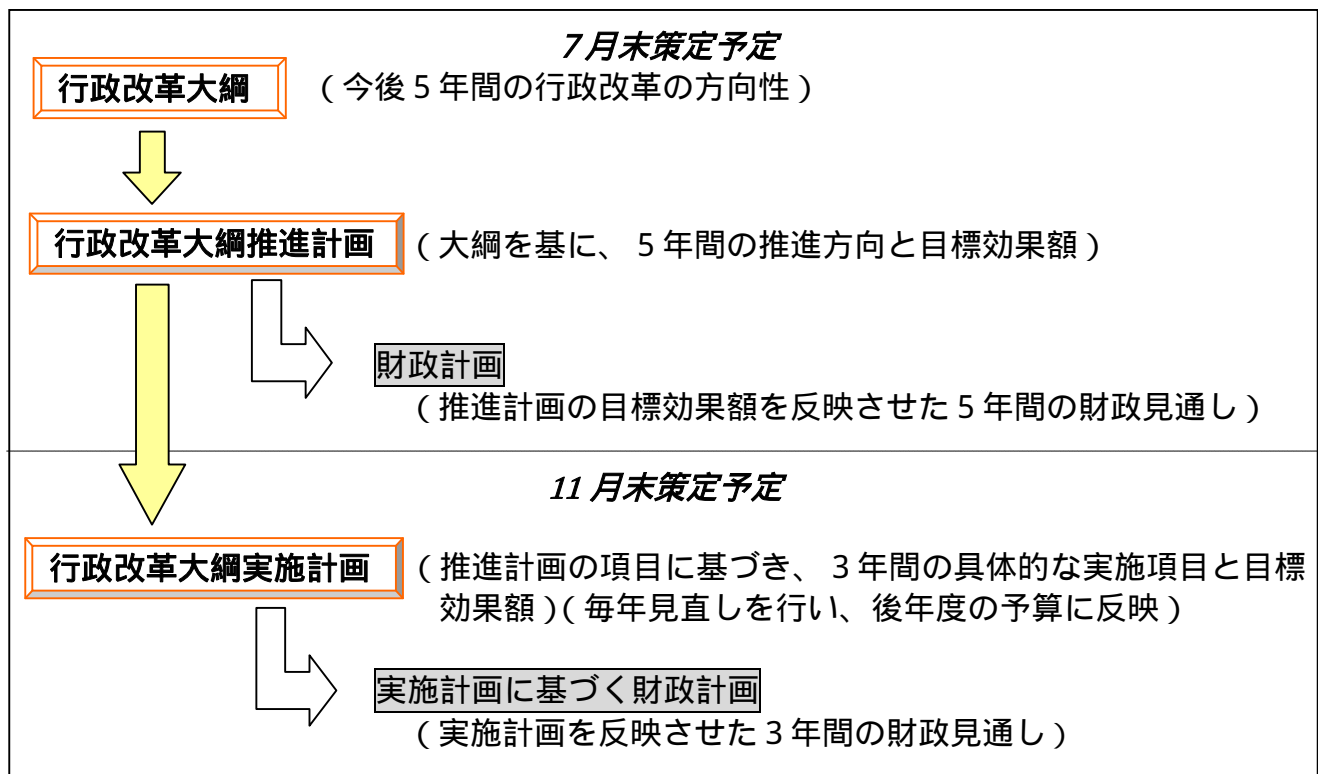
しかし、地方自治体を取り巻く環境は厳しく、近年は地方分権、三位一体改革、市町村合併など新たな課題に直面しています。

また、自主財源が2割しかない本村では、国が進める三位一体改革などの影響で、地方交付税や国庫補助金が削減され、ますます財政は厳しくなっています。

少子高齢化が進んだりますます複雑化する村の業務を続けていくには、自主財源の確保と、各分野での更なる歳出の削減を図るなど、行政全般の見直しを行う必要があります。

そこで、これまでの行政改革の経過を踏まえ、中長期的な財政見通しを立てて、より一層積極的で確実な行政改革に取り組むため『第三次更別村行政改革大綱』を策定し、住民の理解と協力を得ながら、行政改革を継続的に推進するものです。

2. 行政改革大綱関連の体系図

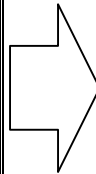


3. 行政改革の重点項目及び変更点

第三次行革大綱では、これまでの行革項目を継承しながら、国の新地方行革指針の中で示された「公正な行政運営の推進」と「健全な財政運営の確保」を新たに加えています。

【第二次更別村行政改革大綱】

事務事業の見直し 会館等公共施設の設置及び管理
時代に即応した組織・機構の見直し 定員管理、給与の適正化の推進
効率的な行政運営と職員能力開発 等の推進
行政の情報化等の推進による行政 サービスの向上



【第三次更別村行政改革大綱】

効率的な行政運営の推進
時代に即応した組織・機構の見直し 定員管理、給与の適正化
職員の意識改革と資質向上
公正な行政運営の推進
情報化等の推進による行政サービ スの向上
健全な財政運営の確保

4. 計画期間

大綱の計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5か年とします。

5. 数値目標

行政改革の全体の姿を示し、着実に推進するためには、数値目標を設定することが重要です。このため設定することが可能な項目については、できる限り推進計画において数値目標を設定します。

6. 進行管理

行政改革大綱は、本村の自立に向けた行政改革の基本的な方向性を明らかにしたものであり、村議会をはじめ住民の理解と協力を得ながら推進します。

(1) 実施計画の策定

具体的な実施項目や改革目標を設定した実施計画を作成し、毎年度の予算編成等を通してその具体化を図っていくこととします。

また、実施計画は3か年単位に作成し、毎年度見直し、ローリングを行うものとします。

(2) 計画の推進と住民への公表

行政改革の進捗状況を行政改革推進委員会に報告し、その推進について必要な助言等を受けるとともに、住民にも公表します。

7. これからの行政改革への取り組み

(1) 効率的な行政運営の推進

5年間の目標額 107百万円

限られた財源の中で、絶えず事務事業の見直しを行い、効率的かつ効果的な事務を行うため一層の事務事業の整理合理化を推進します。

行政が担う業務範囲に留意し、民間事業の支援や住民とのパートナーシップ（協働）の手法を取り入れ、連携のあり方、受益と負担の公平確保、行政効率、効果を十分精査し、事務事業の簡素、効率化を図ります。

事務事業の見直し

- ・ 行政評価の推進～1次、2次評価からなる評価システムの構築
- ・ 事務事業の整理合理化～事務事業の点検・評価による見直し・廃止

民間委託等の推進

- ・ 民間委託等の推進～事務事業の積極的な民間委託の推進
- ・ 指定管理者制度の導入～指定管理者による施設管理の導入
- * 指定管理者制度・・・公共団体等に限定されていた、公共施設の管理運営業務全般を、自治体が指定する民間事業者等（指定管理者）に行わせることができる制度。民間事業者のノウハウを活用することにより、サービスの向上や行政コストの削減を図る目的で創設された。

協働の推進

- ・ 住民自治の推進～住民検討委員会による、協働社会の調査・検討
町内会や行政区、ボランティア活動等の充実
- ・ 協働事業の推進～住民と行政の役割分担の明確化による協働事業の実施
- ・ NPO法人の支援～NPO法人（特定非営利活動法人）の設立及び運営の支援
- ・ 地域通貨の検討～地域通貨導入に向けた調査・検討
- * NPO (Non Profit Organization)・・・ボランティア団体や市民活動などの営利を目的としない民間団体の総称。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
- * 地域通貨・・・特定の地域やグループがそれぞれにルールを決めて、お互いに助けられ支えあうサービスや行為を、時間や点数、地域グループ独自の紙券などに置換え、これを「通貨」としてサービスやモノと交換して循環させるシステムのことをいい、相互扶助や地域経済の活性化等を目的としている。

効率的な施設運営

- ・ 施設管理の節減～各種施設の管理経費の節減
- ・ 施設廃止の検討～老朽化及び利用の少ない施設の廃止の検討
- ・ 施設の効率化～閉館日等に見直しによる効率的な施設運営

公共事業コストの見直し

- ・ 透明・公正な入札の推進～予定価格の公表、指名競争入札の透明性と公平性の確保

行政運営の効率化

- ・ 広域行政の推進～広域行政、広域連携の推進
- ・ P F I の検討～P F I の活用に向けた調査・検討
- * P F I (Private Finance Initiative)・・・公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間資本や経営のノウハウを導入することで、より効率的・効果的な公共サービスを提供しようとする手法。

(2) 時代に即応した組織・機構の見直し

5 年間の目標額 8 1 百万円

多様化する住民ニーズや社会経済情勢の変化に即応した行政サービスが展開できるよう、常に組織・機構の点検を行い、引き続き見直しを推進します。

役場組織・機構の見直し

- ・ 事務事業を効率的に推進する組織・機構～簡素でより弾力的な組織・機構の見直し

議会の組織運営の合理化

- ・ 報酬の見直し～報酬月額、期末手当加算額の改定
- ・ 定数の見直し～議員定数、常任委員会の見直し

委員会等の見直し

- ・ 委員会等の整理合理化～委員会等の統廃合と定員の見直し
- ・ 報酬等の見直し～非常勤特別職の委員報酬の見直し
- ・ 公募制度の推進～公募による委員会等の参加の推進

(3) 定員管理・給与の適正化

5 年間の目標額 4 4 2 百万円

地方分権等による事務量の増加に対しても、組織、機構の見直しとともに、職員の適正配置により、定員の縮減と職員の減員に取り組み適正な定員管理を一層推進します。

また、給与についても国や他の自治体の給与などとの均衡を考慮し、引き続き給与制度の適正な運用を推進します。

計画的な定員管理

- ・ 事務事業量の点検～業務量拡大等行政需要の変化に伴う事務事業量の点検
- ・ 定員管理計画の見直し～退職者補充の抑制・定員管理計画の見直し

給与の見直し

- ・ 給与・諸手当の見直し～常勤特別職及び一般職等の給与等の見直し
 - 特別職～給料、期末手当加算額の見直し
 - 一般職～給料、期末手当加算額の見直し、勸奨退職制度の見直し

福利厚生事業の点検・見直し～職員福利厚生団体への助成の見直し

― 定員・給与等の状況の公表～職員の定数及び給与等の状況の情報提供

(4) 職員の意識改革と資質向上

5 年間の目標額 - 百万円

行政需要の増大する中で、職員一人ひとりが、常に創意工夫し、行政課題に責任をもってあたっていますが、更に意識改革を進めていきます。

職員の政策形成能力、創造的能力等の向上を図るために、職員人材育成基本方針に基づき、計画的な研修を推進します。

職員の意識改革

- ・ 目標管理制度の推進～明確な目標を定め、効果的な進行管理を進めるため、目標管理制度の推進
- ・ 人事評価制度の推進～人事評価システムの確立

研修の充実と資質向上

- ・ 職員研修の推進～職場内研修及び道研修所等の活用・拡大
- ・ 政策形成能力の向上～職員人材育成基本方針に基づく人材育成の推進

(5) 公正な行政運営の推進

5 年間の目標額 - 百万円

村政の主役は住民であることを念頭におき、住民が満足する行政の運営を行っていくことが重要な課題です。このためには、積極的に情報公開や情報提供を図り、開かれた村政を推進します。

住民ニーズの施策反映と説明責任

- ・ 行政懇談会等の開催～行政懇談会、出前宅配便等の積極的な推進
- ・ パブリックコメントの導入検討～住民の意見を行政に反映させる制度の導入の検討
- * パブリックコメント・・・行政機関等が政策立案などを行うに際して、住民に広く素案を公表し、それに対する意見や情報等を踏まえて最終的な意思決定を行うもの。

監視機能の充実～議会や監査委員などによる監視機能の充実

(6) 情報化等の推進による行政サービスの向上

5 年間の目標額 - 百万円

情報セキュリティに十分留意しパソコンやインターネットの効果的な利用による行政事務の効率化、高度化を推進するとともに行政情報の積極的な提供に努めます。

行政情報の積極的な公開・提供

- ・ 地域の情報化～インターネットの活用による村政への住民参加の促進

- ・ ホームページ・広報等の活用～積極的な行政情報の発信

電子自治体の推進

- ・ 総合行政ネットワーク等の活用～電子自治体の推進
- ・ 行政事務の情報化～情報通信技術（ＩＴ）を利用した行政事務の効率化
- * 総合行政ネットワーク(LGWAN(Local Government WAN))・・・地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク。中央省庁のネットワーク（霞ヶ関 WAN）と接続されている。自治体間のコミュニケーションの円滑化や情報共有、行政事務の効率化、アプリケーションの共同利用などによる重複投資の抑制などを目的している。

（ 7 ）健全な財政運営の確保

5 年間の目標額 1 7 2 百万円

自主財源の確保と、歳出全般の抑制を推進し、健全な財政運営に努めます。

積極的な財源の確保

- ・ 使用料・手数料の見直し～受益者負担の原則に基づく使用料、手数料の見直し
- ・ 村有財産の有効活用～宅地分譲の推進・村有未利用地の売却・基金の国債運用
- ・ 村税・使用料等の収納率向上～税・住宅料・上下水道使用料などの滞納の早期回収

経費の節減と合理化

- ・ 事務費の節減～公用車の削減、水道検針・徴収の見直し、臨時職員賃金の削減など
- ・ 補助金等の整理合理化～補助金交付基準の策定と整理合理化の推進
- ・ 省資源活動の推進～地球温暖化対策実行計画の見直し・推進

特別会計事業の経営健全化

- ・ 繰出金の抑制～基準外繰出金の抑制

計画的な財政健全化

- ・ 行財政運営のシステム化～行政改革・総合計画・予算の連携システムの構築
- ・ 財政のガイドラインの作成～経常収支比率など従来の財政指標に加え、起債残高、基金保有などを踏まえた財政ガイドラインの策定
- ・ 財政負担の軽減～国営・道営土地改良事業負担金の繰上償還等により負担金総額の後年度への負担の軽減
- ・ 基金の活用～類似基金の統廃合による柔軟性の確保と活用のルール化

8 . 行政改革の効果額について

平成 17 年度から平成 21 年度までの行政改革による節減効果は、5 年間の合計で 802 百万円を数値目標として設定しています。

9. 今後の財政の見通しについて（平成17年度～平成21年度）

《財政推計（現状のまま推移した場合の見通し）・財政計画（行革を実施した場合の見通し）の設定条件》

推計・計画期間

推計・計画期間は、平成17年度から21年度までの5か年

財政推計～現状で推移したとき

将来の村づくりに向けた施策を財政面に視点を置いて考えるための判断材料の一つとして、一定の仮定のもとで試算したものです。

ア 地方自治体の財政基盤や自立性の強化を実現するための三位一体改革（国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の削減、地方交付税の見直し）など地方財政制度がどのように見直されるかなど見通しが不透明であるため、現行制度や現在の施策を前提として試算しています。

イ 平成17年度当初予算を基に平成17年度から平成21年度の5か年を一定の基準に基づき試算しています。（当初予算では、行革による効果額が盛り込まれていますが財政推計では行革前の数値に置換えています。）

ウ 推計期間の5か年については、三位一体改革の不透明な状況と合併新法により小規模町村に対する合併が進められることから、最大限の推計期間として設定しています。

エ より実態に即したものとするために予算計上の事業項目単位に所管課による推計数値の積み上げ方式により推計しています。

オ 総合計画及び過疎計画掲載事業のうち、計画が具体化していない事業を除いて推計しています。（光ファイバー網整備事業、優良田園住宅整備事業を除く。）

カ あくまでも一定の条件設定に基づいて推計した一つのパターンであるため、地方財政に関する制度の変更によって、それぞれの数値は変動することがあります。

財政計画～行革を実施したとき

財政推計によると、現状のままでは将来の財政運営は厳しい状況が予測されます。更別村が真に自立した地方自治を確立し、住民と行政の協働によって活力あるまちづくりを進めていくためには、収支改善へ向けて歳入確保、歳出削減の目標を掲げ、最大限の自助努力に取り組んでいく必要があります。

この計画は、第三次行政改革大綱の数値目標を盛り込んだ中期の財政見通しです。行政改革は今日の厳しい地方財政状況を切り切り、自立できる将来を切り拓くため、また住民生活に明るい「希望」が持てるための取り組みです。

ア 財政推計のパターンに、平成17年度から平成21年度の行政改革を実施した場合の効果額を盛り込み試算しています。

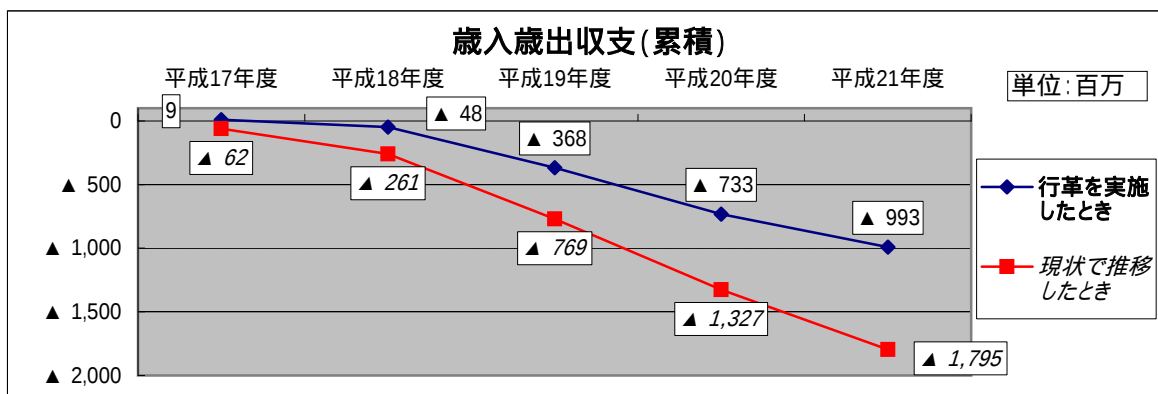
イ 国営・道営土地基盤整備事業負担金の後年度負担の軽減を図るため、一括繰上償還を盛り込んで試算しています。

ウ 今後、行政改革実施計画と連動した財政計画（3か年単位）を作成し、毎年度見直し、ローリングを行います。

■ 財政推計(現状のまま推移したとき)及び財政計画(行革を実施したとき)の状況

(単位:百万円)

			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入	村税	現状推移	369	379	441	442	442
		行革実施	369	379	441	442	442
	交付税	現状推移	1,873	1,779	1,513	1,490	1,467
		行革実施	1,873	1,776	1,509	1,484	1,461
	基金繰入金	現状推移	95	40	52	79	104
		行革実施	55	386	181	6	24
	村債	現状推移	432	164	125	60	61
		行革実施	468	393	214	90	461
その他	現状推移	930	734	718	720	717	
	行革実施	935	748	741	744	742	
歳入総額	現状推移	3,700	3,096	2,850	2,791	2,791	
	行革実施	3,700	3,683	3,085	2,766	3,129	
歳出	人件費	現状推移	797	785	795	787	792
		行革実施	734	680	675	673	674
	物件費	現状推移	674	672	672	663	670
		行革実施	666	659	644	629	630
	扶助費・補助費等	現状推移	498	467	445	438	442
		行革実施	498	455	424	415	418
	普通建設事業費	現状推移	628	252	304	270	285
		行革実施	628	827	520	230	599
その他	現状推移	1,165	1,119	1,142	1,190	1,070	
	行革実施	1,165	1,118	1,142	1,184	1,068	
歳出総額	現状推移	3,762	3,294	3,358	3,349	3,260	
	行革実施	3,691	3,740	3,405	3,131	3,390	
歳入歳出収支		現状推移	▲ 62	▲ 198	▲ 509	▲ 557	▲ 469
		行革実施	9	▲ 57	▲ 320	▲ 365	▲ 261
表示単位未満の端数処理のため、 積み上げと一致しない場合がある。			参考	累積収支(H17～H21)		現状推移	▲ 1,795
						行革実施	▲ 993
				累積行政改革効果額(H17～H21)		802	



【参考】基金残高及び地方債残高の状況

(単位:百万円)

		平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
基金残高	現状推移	3,534	3,324	2,792	2,184	1,640
	行革実施	3,645	3,230	2,758	2,415	2,159
地方債残高	現状推移	4,867	4,394	3,875	3,304	2,837
	行革実施	4,903	4,659	4,228	3,691	3,624

基金残高は歳入歳出収支のバランスをとった場合

財政推計(現状で推移したとき)と比較し、地方債残高が増加しているのは、国営かんがい排水事業償還方法を規定償還から、一括償還(地方債充当)に変更したことが最大の要因である。一括償還をすることにより、次の表のとおり、平成21年度までの償還額は増えるが、後年度における財政負担は大きく減少する。

	平成17～21年度	平成22～26年度	平成27～31年度	平成32年度～	合計
規定償還による償還金額	247	684	881	1,015	2,827
過疎債等地方債借入れによる償還金額	579	664	506	168	1,917
差引効果額	▲ 332	20	375	847	910